

総務常任委員会

令和2年12月14日（月）

総務常任委員会

定例会名 令和2年第4回定例会
招集日時 令和2年12月14日(月) 午前9時57分
招集場所 議場

出席委員 6名
委員長 黒木のぶ子
副委員長 長田麻美
委員 利根川英雄
" 市川圭一
" 鈴木勝利
" 加川裕美

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 吉田将巳
総務部長 植田裕
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
広報政策課長 植田英子
経営企画部次長兼政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 糸賀修
総務部次長兼管財課長 野口克己
人事課長 二野屏公司
市民部次長 小川茂生
市民活動課長 栗山裕一
総合窓口課長 大里真紀
システム管理課長 斎藤正浩
庶務議事課長 野島貴夫

議会事務局出席者

書
書

記 大 町 泰 介
記 宮 田 修

令和2年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第	83号	牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
議案第	84号	牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
議案第	85号	牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第	86号	牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	87号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	88号	牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	93号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
意見書案第	10号	犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

午前9時57分開会

○黒木委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

まず、市長公室経営企画部所管の案件について審査を行います。市長公室経営企画部所管の案件審査に説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、広報政策課長、経営企画部次長兼政策企画課長、財政課長であります。

書記として大町君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました市長公室経営企画部所管の案件は、
議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

ここで、市長に発言を求められておりますので、市長、よろしく申し上げます。

○根本市長 職員が説明した後で。

○黒木委員長 よろしいですか。

これより議事に入ります。

議案第83号、牛久市第4次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

議案第83号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課柳田です。よろしく申し上げます。

着座のまま失礼いたします。

議案第83号、牛久市第4次総合計画基本構想の策定についてを説明させていただきます。

基本構想の概要といたしましては、まちづくりの将来像を「笑顔があふれ にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を目指し、基本目標を、ふるさとを思う市民とともに世代がめぐるまちをつくる、といたしました。

政策形成推進の視点として、市民一人一人が自分らしく生きる、市民とにぎわいのあるまちを育て、市民の安らぎのある暮らしを守る、の3点を踏まえ7つの政策分野それぞれに目指すまちの将来像を設定しております。

基本構想の期間は、第3次総合計画まではそれぞれ10年間でしたが、第4次におきましては20年といたしました。20年といたしました理由としては、20年後の2040年は団塊ジュニア世代が65歳以上になるタイミングであり、そのころまでに世代が循環する全世代全員活躍型のまちを実現することを目指し、そこに目標年度を置いたものとなっています。また、基本構想を20年とする一方で、基本計画は5年から4年に短縮しており、この基本計画更新のタイミングで基本構想の見直しについても検討することを考えております。

以上が、牛久市第4次総合計画基本構想の策定についての説明です。

○黒木委員長 ありがとうございます。

これより議案第83号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 この案を議会のほうとして特別委員会で議論してきたわけですが、ただその当時はコロナの関係でいけばこれほど大きな問題になってくるとは思わなかったし、これから考えると来年の税収、これはもう落ち込むことは確かだと思いますし、国からの補助金というものもそんなに期待できないという見方ですね。それに沿わない形の今回の計画について、来年の4月からという方向でいけば相当見直しをしていかなければならないような状況も生まれてくると思うんですが、そういった点はどのように考えているのかお尋ねしたい。

○黒木委員長 答弁を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 コロナの影響での税収の落ち込み、これは確かにございますし、来年度予算でもそのことを考慮した予算を今編成中でございます。

基本構想の中でこのことについてどう入れるかというのは、ちょっとやはり将来像ですので基本構想ではなく基本計画をどのように練り直していくかという部分で、今現在各課と調整中でございますし、また3年ごとの実施計画をローリングしていくところで深く検討していかねばならないと考えております。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 来年度の予算について、国のほうではどういうものを削る、削らないというのは出てこないと思うんですが、特に心配されるのは特別地方交付税ですね。というのは、かっぱ号の問題、これを十分に国から補助金が出ていない中で、この特別地方交付税の減額しているのは相当市のほうにも影響があると思いますね。いや、これは一つの例ですけども、ほかの事案についても相当国のほうがね。というのはもう100兆ぐらいかな、特別国のほうで出している中で、とても各自治体の要望に沿うような予算編成にはなっていない可能性も非常にあるので、現在進めているという話、これは全市庁的にやっているんですか。それとも、担当課だけでやっているのか、財政課を含めてやっているのか、ちょっとその辺を確認したい。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 こちらについては、当然国の情報を十分注意しながらやっておりますし、また担当課だけではやっているわけではございません。総合計画策定については庁内の委員会もございますし、そちらで全体的なお話をして、さらに予算編成等、同時期でもございますので、各課とも十分調整をしながら行っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに。御意見、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第83号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第93号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第93号について提案者の説明を求めます。広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第93号、令和2年度一般会計補正予算（第7号）のうち広報政策課所管のものを説明いたします。

補正予算書16、17ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目3広報広聴費の0102ホームページにより情報を発信するの委託料7万1,000円の増額補正となります。こちらは、公式ホームページのパソコン版同様スマホ版についても、英語、簡体字、繁体字、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語の7言語の翻訳機能を備えるもので、地方創生臨時交付金を活用した事業のため全額国費での対応となります。

説明は以上です。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課柳田です。

議案第93号のうち政策企画課所管の部分につきまして、説明をさせていただきます。

着座のまま失礼します。

議案書12、13ページを御覧ください。

歳入になります。款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金です。こちら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,596万1,000円です。今回補正予算に計上させていただきました牛久市PCR検査センターの運営を支援する、中小企業に資金融資の助成をするなどの10事業に活用する交付金となります。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第2次分となります。国から示されております交付限度額は第1次、第2次合わせまして7億4,628万5,000円であり、これまでの6月補正、7月補正と9月補正分の4億7,967万4,000円と今回の2億3,596万1,000円を合わせますと合計は7億1,563万5,000円となります。限度額との差は3,065万円でございます。こちらの交付金の活用につきましては、第3次の事業申請や、またこれまで申請いたしました事業の変更等により活用したと考えています。

続きまして歳出です。

議案書16、17ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、款2総務費項1総務管理費目7企画費0115オンライン会議システムを導入する135万4,000円です。この事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い茨城県や各種団体企業等とオンライン会議を行えるよう本庁舎に会議システムを3セット整備するものです。光回線の工事費と通信費、ズームプロライセンス、パソコン3台等の購入費用となっております。こちらも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。

続きまして、目10自治振興費0104コミュニティバスの運行を管理する事業の補償金の増額補正1,200万円。こちらは、コロナ禍の中でも公共交通の使命を果たすため減便せずに運行しておりましたコミュニティバスかっぱ号の補償金の増額補正となります。かっぱ号の利用者は、新型コロナ感染拡大の影響により昨年比でおよそ月1万人減少しております。これに伴い、利用料金も月100万円少なくなっているため年間経費に対する補償金を増額補正するものです。以上です。

○黒木委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 おはようございます。財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。一番下となります。

款18項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算の予算調整の結果、財源不足といたしまして2億1,126万3,000円を財政調整基金から繰入れするものでございます。

これによりまして、財政調整基金の残高見込額につきましては22億4,863万2,000円となります。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。こちら一番下となります。

款21項1目5の教育債につきましては、国の補助事業採択に伴います小学校施設整備事業債といたしまして6,820万円。中学校施設整備事業債といたしまして3,000万円を計上するものでございます。

以上となります。

○黒木委員長 市長。

○根本市長 私から、この委員会に付託されたコミュニティバスの件についてお話ししたいと思います。

私もしばしば議場等で皆さんにお話ししましたけれども、75歳の無償化ということをご皆さんにお伝えいたします。ただ、私もちょっと予算を見るときに、3割ぐらいなのかなと思っていたら4割から超すような利用者というか非常に75歳以上の方の収支が非常に収入が大きく、私もちょっと見誤ったと。また、今回のコロナ禍の中で先ほども次長のほうから説明ございましたけれども、1,200万ということで増やすしかない。ですから、今無償化という話はちょっと今はどうなのかなと、やっぱり財政状況を見ながらすべきじゃないのかなということで思っております。

また、私そのときも、それから料金の見直しということもお話いたしました。今、牛久では多くの施設が昭和からの建物が非常に多うございまして、その改修等も非常に多くなりまして、非常にお金もかかるという現状でございます。

また、先ほどもこの委員会であれですけれども、今日の委員会の皆さんに御迷惑をかけておりますけれども、第3会議室のほう分散ということで、このような場所で委員会を開くしかなか

ったということを執行部として大変皆様にお詫びしなきゃいけないのかなと。ただ、そういう中でやっぱり今いろいろと見ると、私も数十年、市議会議員から見ますと施設の在り方、また先ほどのコミュニティバスとかそういう公共料金の在り方をもう一度併せて考える必要があるのかなという、やはり税の公平性というか、そういうことを見ますと、私は負担金については多くの団体についても今までやってまいりました。ここもう少し削ってくれないかと、なくしてはどうとかと話をしました。そういうことを含めやってまいりましたが、これからは、このような公共料金、例えばいろいろな使用料についても、例えばそういうことについてももう一度現状に合った値段を、何ていいますか、締め直す時期もあってもいいのかな、その時期があるのかなと私は思いました。

そして、そういう委員会で無料化という話をしましたが、もう一度その場において、その無料化について全体の収入を考えたときにどうなのかということをもう一度皆さんに議論していただかなければならない状況でございまして、そういうことでこのような受益者負担の基本的な考え方をもうちょっと私はまとめて、それからこのような何ていいますか、公共交通料金の在り方から、こういうことで私は無償化にして料金を上げるようなことを言っていましたけれども、ただその料金を無償にする考えというのは、やはり多くの高齢者の方が外に出る機会を多くして、そして多くのコミュニケーションがある場所へ行って、そしてその人たちがお元気で、そしていろんな社会活動に参加する、これは大きなものでございました。それをお手伝いするのが公共施設のあれかなと思いました。今回はデマンド交通、そしてまたかっぱ号も1台増やして、そういうことを行ってまいりました。それについて、これからの様々な公共料金の在り方をこの機に皆さんと色々な話をして、そしてこれからの財政の考え方を私は様々なところでお話しただけなのがよいのかなと思います。

ただ、やはりこのような場所で委員会を開くというのは、非常に皆さんに御迷惑をかけておりますが、この前もこの委員会とは特別、直接の関係はございませんけれども、新しい庁舎を建ててやらないと、福祉部、それから教育関係、教育関係は4か所にわたって仕事をしております。教育長の部屋は昔の倉庫でございまして、そういうこともあって、これは私も三、四年前からちょっとおかしいなということで、ちょっと何とかしたいなと考えていましたけれども、そして今の福祉部においてももう少し人を増やしたいという話もございました。

そのとき、増やすとやっぱりスペース的に3割か4割増やしていなければ職員が仕事をするスペースがないというようなことでもございます。そういうことを考えまして、こういう意見を出したわけで。ただ、財政が非常に先ほど利根川さんが言ってございましたけれども財政はどうかと、やはり私たちが非常に危惧しているところでございます。

恐らく、今はコロナの関係で補助金が来ますけれども、来年以降は相当いろんなところで絞られてくるのかなと。特に私は福祉関係、教育関係を、私はそれなりのあると思いますけれども、逆に今度は建設関係、道路関係のほうが大分絞られてくるんじゃないかなと危惧いたします。あとは施設費とか整備費とか。ですから、恐らく国はいろんなところでメリハリをつけた補助金の出し方をやるのかなというふうにございまして、それを見極めながら、これから補正予算また今

年度の予算、補正予算を組まなければいけないという状況でございます。ですから、先ほど言ったように、公共料金の見直しについても、様々な、私、公共利益、多くの市議会の皆様、そして、いろんな団体の皆様、施設職員も入ったそれらのところでの会派の意見をいただくことがこれから必要なんだなと私は思っています。よろしくお願ひいたします。

○黒木委員長 これより議案第93号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。市川委員。

○市川委員 それでは、よろしくお願ひいたします。

今市長のほうからも御説明がありました、議案書で言いますと16、17の0104コミュニティバスの運行を管理する中で、ちょっと数点プラス市長の発言に対してもお聞きしたいと思ひます。

今回はコロナ禍ということで、当初の、先ほど牛久シャトーの件もございましたが、当初の予想とは大幅に狂ってきたと思ひます。次長のほうからも月1万人減、また月100万の減収、1,200万円の増額補償となっていると思うんですが、当初考えていた予算と減額ということに対して、まず1点目としてどのぐらいの補償になっていくのか。

それと、運行経費が今年度ひたち野のルートが新しく1ルート加わりました。それによって、どのぐらいの経費の増額になってくるのか。

また、今これは決議案にも出ている内容にもあるんですが、75歳以上の実際の利用者、年齢別構成等々が分かっているのであれば、大体75歳以上の利用割合はどのぐらいになってくるのか。多分、若年層よりもある一定年齢から上の方の利用者のほうが多いと思うんですね。そこら辺を踏まえて、年齢別構成等々把握しているのかどうか。

それと、75歳以上の運賃収入というのは大体どのぐらいになってくるのか。新しいひたち野のルートが始まりましたが、現在に至るまで1台当たり何人ぐらいの乗車、月ベースで構ひませんが、月ベースといっても、10、11、2か月しかありませんが、大体何人ぐらいを見込んでいるのかですね。まず、その点をお聞きします。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課柳田です。

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスの元の予算と今回の予算ということで、当初予算額、こちらは6,983万6,000円でございます。こちらに1,200万円を足すということで、補正後は8,176万9,000円になると試算しております。

利用者の減につきましては、先ほども申し上げましたが昨年度と比較しますと昨年4月から10月の間で17万8,526人の利用があったものが本年4月から10月、こちらが10万8,720人となっております、やはり7カ月で7万人、月当たり1万人減っているということが実際表れております。11月については、ちょっと回復基調が見られたんですけども、やはり第3波の影響ということで、12月はまだ終わっておりませんが減っているという状況が運行会社のほうから報告は上がってきております。

そして、ひたち野うしく路線を新設したことによる増額分ということなのですが、こちらは1,518万5,000円。こちらがひたち野ルートの運行での増額分となっております。

また、利用者の方ということなんですけれども、こちらの利用料金が均一料金ということもございまして、はっきりと年齢構成が分かっているわけではございません。ただ、毎年実施しております公共交通アンケート、こちらの中でかっぱ号を利用しているとお答えいただいた方、こちらの中で年齢構成のほうを調べますと75歳以上の方が43%いらっしゃるということで、推計ですが43%の利用ということで計算しますと、75歳以上の方の実際運賃負担されている分というのは約1,050万円ほどとなるかと思われま。

すみません。あと、そのほか各年代のパーセンテージの数値なんですけど、申し訳ございません。本日、今持っておりませんので、後ほど委員のほうにお知らせしたいと思います。

それから、10月から始まりましたひたち野うしくルート。こちらについては、現在10月、11月、2月ちょっと運行しているんですけども、ちょっと利用者のほうは伸び悩んでおりまして1便当たり0.9人でございます。

以上です。

○黒木委員長 市川委員。

○市川委員 なかなか厳しい数字が出ています。

やはり、市長の発言の中にも公的料金の考え方ということで、今の状況からいくと75歳以上の無料化というのは大変厳しいのかなとも考えますし、あとはさらに金額的に1人当たり乗車金額の今後、今の状況を踏まえて、いわゆる経営面から見るところ増額もあり得るのか。

また、これは直接、多分今の話の中で市長もちょっと発言があったのかと思うんですけども、庁舎建設というものもありました。ただ、なかなかそうなると、今の状況を踏まえると全市的考え方という中では市民の理解は得にくいのではないかなとは思っています。それであれば、市の公共施設の利活用という意味ではエスカード等を利用するというのが、私としては最善ではないのかなと考えるのですが、その点いかがなのか御質問させていただきます。

○黒木委員長 市川委員、よろしいですか。じゃ、お答えいただきます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 まず、かっぱ号の運賃についてでございますが、現在のところワンコイン100円で1ルートは乗れるわけですけども、150円に上げた場合の想定としまして、ちょっと最近、取手市それから土浦市などでも値上げという状況がありまして、そのときの状況を踏まえての試算でございますが、100円を150円にした場合、運賃収入としましては20%ぐらい増ということで、かっぱ号の運賃収入が令和元年度で2,900万円あるんですけども、100円を150円にいたしますと279万円、280万円ほどの試算をしております。

ただ、値上げをいたしますと、やはり高くなったということで利用者の方がちょっと減ってくる傾向がございまして、全体の利用者としては減ってくるかと思えます。それから、100円を200円にしたような場合には、2,900万円あった収入が460万円ほど増えるだろうとい

うことでの試算はしております。

また、庁舎については、ちょっと担当部局また違うんですけども、私のほうの所管する業務の中で公共施設等総合管理計画、こちらを所管しております。こちらの計画の推進本部というのを庁内で作ってございまして、そちらの中では公共施設の利用料金の見直しについてもちょっと検討を行っているところございまして、その中でまず基本的な考え方というものをつくりまして各施設でまた検討していくということで現在継続中でございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに。市川委員。

○市川委員 ありがとうございます。

もちろん金額を増額すれば、その分ワンコインだったのが100円だったのが150円となると多分減るのは目に見えているのかなというのは分かります。

あと、いろいろな公共施設の考え方も、やはり他市と比べてあまりにも安いところは比較的検討して同等レベルに上げていって、ある程度利用者側の負担も考えなきゃならないのかなというのは思います。やはり、公共施設にも寿命がありますので、いわゆる冷暖房、空調とかでも生涯学習センター等々でもそういうところでは利用料金というのでしっかり取っているわけですから、ただ市内と市外では値段が結構差があるということも分かっております。そういうところもやはり見直すべきところは見直ししていかなければならないのかな。

そういうのも含めて、かっぱ号もせっかく利用者が増えてきて無料券等々も配って、年に何回かやっていますよね、チラシ的な部分で利用してくださいということで。私も何回かは利用させていただいています。ですから、IC化という形を取っていけば年齢別構成等々もぱっと分かるのかなと思いますので、そういう点ではスイカとかそういうのも利用できるような形を取っていけばすぐに定期的な部分は、費用はかかりますけれどもいいのかなと思っております。

庁舎云々というのは、今たまたま市長の発言の中にそういう部分があったので言ったまでですので、ただやはり公的部分、そういう部分で空いている部分があれば使える部分があればそういうところで利用していったら利活用して、究極をいえば私は庁舎建て替えのほうがいいと思うんですよ、そっくり。これは、今のちょっと質問には関係ないので分かっています。

ただ、そういう部分で、公的利用というのは長期的、中期的、短期的という3つのところで考えるべきであると思いますので、かっぱ号に関してはやはり今回コロナということはあるんですが、やはり収益というのも、ただ民業圧迫ということになってもしょうがないので、その点を考えて今後もやっていただければなと思っております。

以上です。

○黒木委員長 経営企画部長。

○吉田経営企画部長 ただいま市川委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ICカードにつきましては、本年10月からもう全てICカードが利用できるようになっております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに。93号に対する質疑及び意見のある方。鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。今の市川委員の質問にも関連するんですが、ひたち野、このコミュニティバスのルート1便当たり0.9人というお話がありました。ちょっと人数で教えてほしいんですが、運行開始から直近までの利用者の延べ人数を教えてくださいと思います。

それから、私はひたち野に住んでいるので、毎日バスの状況を見ているのですが、今後ひたち野ルートに関しては、西のルートに関しては乗車というのはどういう見込みを市としてされているのか教えてくださいと思います。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課柳田です。

ただいまの御質問なんですけれども、1便当たり0.9人ということで1日13便ひたち野ルートを走っておりますので、それ掛ける0.9人が利用人数ということで、すみません。正確な数字はただいま持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

それと、ひたち野ルートの利用人数の見込みなんですけれども、予算編成をする際の見込みとしましては、1便当たり3人乗車で試算をしておりました。3人乗車で1日13便1ルートのみですので、100円で年末年始休んで161日走らせますと140万円ちょっとの運賃収入ということを見込んでおりましたが、これは年間ですね。半年分ですので70万円ぐらいなんですけれども、ちょっとこれ見込みまでは達していない状況です。

二月間の利用人数を勘案いたしまして、利用者を増やすべくちょっと広報活動を駅周辺で行おうかということも考えたんですけれども、現在コロナ禍の中でティッシュの中にチラシを入れるにしても、人から人へ物を渡すというのが敬遠される状況がありますので、どのような周知活動ができるか、今検討をしているところでございます。

以上です。

○黒木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。今ひたち野西ルートが運行されているルートというのは、ほとんどお若い方が住んでいるルートではないかなというような感じがしております。むしろ、ひたち野西ではなくて東獺穴のほうには結構御高齢の方もいらっしゃると思うんですけれども、そちらのほうにルートを延伸するというような計画は考えていないのか。

今のルートは停留所同士の間が非常に狭くて、例えばひたち野うしく小学校の前に2つ停留所があるような状況になっています。そうではなくて、むしろ高齢の方の利便性を考えたときに、むしろ東獺穴のほうに延伸をしたほうがいいのかと個人的には思っているんですが、市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ひたち野ルートのルートをつくるに当たりまして、様々なことを検討いたしました。かっぱ号がスタートいたしました平成15年当時市内をくまなく走っておりますので、確かに東獺穴地区も通過するルートがございました。

今回、ひたち野ルートをつくるに当たりまして、バスの運行会社とともに試走を何度も繰り返しまして、確かに年齢で見ると、高齢者の方が多い地域でかっぱ号全体の利用者の中で高齢者が

多いということは先ほども御説明申し上げましたが、東狹穴地区、こちら走りたいんですけども、道路の幅員がバスが運行するにはちょっと狭すぎるということで断念をした経緯がございます。

また、バス停の間隔が近いという御質問もございましたが、そちらについては現在危険なバス停をなるべくなくすという方向で国土交通省が動いておりまして、横断歩道のそばであるとか歩道がない場所であるとか、バス停がかなり新設が難しくなっております。

そういった関係でひたち野うしく小付近で2か所ということなんですけど、本来であればひたち野うしく中学校、こちらのほうにも通りたかったんですけども、通学路の関係でルートを設定できなかったということがございました。そういった中でルートをなるべく公共施設、商業施設のそばにバス停を設置できるように考えたルートでございまして、ただ10月から始まったばかりのルートでございまして、お住まいの方々の御意見をお伺いしながら今後様々な検討は加えてまいりたいと思っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、意見のある方。利根川委員。

○利根川委員 ちょっとコミュニティバスで先ほどの答弁の中で確認したいことがあるんですけど、75歳以上の利用者が43%という、これ私の聞き間違いかどうか分からないんですけど、1年の利用者が17万8,000人の中で75歳以上43%と非常に大きな数字になるんですけども、ここをちょっと確認したいんですけど。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 こちらの43%という数字なんですけれども、公共交通のアンケートを毎年実施しておりまして、その中でかっぱ号を利用したことがあるという方の年齢を精査いたしまして75歳以上の方が43%でございました。

すみません。市川委員、先ほど年齢構成が分からないということだったんですけど資料出て来ましたので御説明申し上げますと、65歳から74歳が19%、合わせますと65歳以上の方全部で62%、アンケートの結果からの推計なんですけどいらっしゃるということが分かっております。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、大体半分ぐらいが65歳以上と考えられると思うんですけど、分かりました。

ただ、ちょっともう一つ、オンライン会議システムの導入のことで、ちょっと内容がよく分からなかったんですけど、いわゆる会議室でできるようにするとか云々なんですけれども、誰を対象にどのような形でやられるのかというのをもう少し詳しくお願いしたいんですけど。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 オンライン会議システムの導入についてなんですけど、こちらについてはオンライン会議のプログラムでありますズームを入れて、パソコンでオンライン会議に参加できるよう設置するもので、一応会議室ではなく今のところの想定では庁内の場所に

パーティーションでブースを設けてつくるというのが2セット、それから庁議室でオンライン会議ができるようにするのが1セットで、合計3セットを考えております。

また、こちら本庁舎に隣接するものでございまして、今回の補正予算の中で生涯学習センターであるとか、それから図書館、それから保健センター、そういったところでもやはりオンライン会議システムを導入して、様々な講習であったり、今まで人を集めて行っていた部分、これらをオンラインでできるようにするという事業も検討されておりますので、そちらについては各所管の部署のほうで予算計上をしています。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 このオンライン会議は、誰がどのように使うのかちょっとよく分からないので、もう少し詳しく。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 こちら本庁舎につきましては、主に職員が県庁の会議に参加したり外部団体との会議に参加したり、それから業者との打ち合わせに使ったり、そういったことを想定しています。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。市長。

○根本市長 今までも公共料金、それから区民館の関係などの公共施設の在り方についても御意見いただきました。私たち一番考えるのは、この料金にしても施設にしてもやはり市民サービスにどのように必死にサービスできるか。そしてその一つの対策と要因でございまして、職員の働く環境を我々はしっかりとサポートしなければいけない。やはり、それによって市民サービスは落ちてはいけない、まず健康第一でないといけないということでございます。

それから、財政的な配慮もしなければ、これは無限の財政ではございません。その財政をどのように効率的に使うかということも大事な点。確かに今市民の理解という話もございすけれども、でもそれも大事にしなければいけません。ただ、私たちはこのような視点で業務にしても施設にしてもサービスには代えられないかなということを考えております。

○黒木委員長 以上で市長公室経営企画部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明の入替えを行いますので、暫時休憩をしたいと思います。ちょうど11時ということでお願いいたします。

午前10時52分休憩

午前10時56分開議

○黒木委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部等所管の案件について審査を行います。

総務部等所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、総務部長、議会事務局長、総務部次長兼管財課長、人事課長、庶務議事課長であります。

引き続き書記として大町君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました総務部等所管の案件は、

- 議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
- 議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第84号、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例についてを議題といたします。議案第84号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくをお願いいたします。

議案第84号、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について御説明申し上げます。

議案第84号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、臨時的任用職員の職の在り方が見直されたことに伴い、地方公務員法に基づく条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関し、必要な事項を定めるものとなります。正式任用に先立ち、能力実証期間中の条件付採用期間中の職員及び雇用期間が短期である臨時的任用職員については、分限地位を定める地方公務員法第27条2項及び第28条1項から3項までの規定は適用されないため、身分変動についての法律上の保障はないものとされています。

しかし、これらの職員についても、地方公務員法第27条第1項に規定される分限処分に関する公正取扱いの原則は適用されるものであり、同法第29条第2項で条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関し、必要な事項を定めることができるとされており。

定める内容としましては、分限事由として地方公務員法第28条第1項各号に掲げる4つの事由と同様の内容に天変地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときを加え、制定しようとするものであります。

今回の条例制定の趣旨としましては、分限処分の規定がなく身分保障が明確となっていない条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関し、必要な事項を条例で定めることにより定められた事由以外では身分が保障されることを明らかにする目的で制定するものとなります。

当条例の概要説明は以上となります。

○黒木委員長 これより、議案第84号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 議案第84号について御質問いたします。

定例会でもただいまの御説明でもこの条例を定めることについて、逆に条項以外の事由では免職できないという趣旨の御説明がありました。逆にお伺いいたしますが、この分限以外の事項とはどのようなものが該当しますか。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 分限以外の事項というのは、これ以外の事由では処分ができないということになりますので、恣意的なものを持って分限処分を課することができないということになりますので、今回分限処分の5つの事由以外の理由は分限処分の対象とならないというような解釈をしております。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 私は、一生懸命これ以外の事由で例えば職員が免職されるようなことを、今恣意的という言葉がございましたが、まさにそれ以外には思いつかないのですが、現在皆様言うまでもなく感染症第3波の渦中においてその影響を受け、また必要性から臨時職員が増えたり、また本人の不可抗力で働けなくなる事由が数多く出ると推察されます。この条例の明確化、制定に当たっては、十分にそのことを配慮されたのか今一度お伺いしたいと思います。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。

他市でもこういった分限処分の条例を全てではないんですけども、牛久市と同じ業者、牛久はぎょうせいというところを使っているんですけども、そちらで分限処分を制定している市ですね。これ35ぐらいあるんですけども、そちらの条例なども参考にしながら検討を行ってまいりました。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 先ほど別件で、市長からの御答弁で牛久市は職員を大事にしなければいけないといったお考えをお伺いいたしました。この条例の制定に関しては、十分にそのことを配慮し鑑みていただきたいと考えます。

以上です。意見です。

○黒木委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 一つ確認したいんですが、犯罪ですね、軽度なもの、これまで新聞をにぎわせたものもありますけれども、そういったものは分限に値しないのかどうかという確認ですね。

それと、第2条の4項ですね。定数の改廃また予算の減少ということですが、任用職員とか臨時職員等含めて定数というものは決まっていないと思うんですが、定数というのは正職員の定数じゃないかと思うんですけども、この具体的な確認をしたいと思います。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。

あくまで臨時的任用職員は常勤職員の代わりとなるので、あくまで定数というのは常勤職員の

定数ということになります。

あと、分限処分については、こちらの事由で犯罪等があった場合には懲戒処分での対応になりますので、こちらの条文は該当とならないということを説明……。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 臨時的に任用された職員ということなのですが、これは今の御答弁の中に含まれるということでしょうか。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 正規職員の代わりの職員ですので、ここでいう定数はあくまで常勤職員の定数となります。

○黒木委員長 ほかに、質疑及び意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第84号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第86号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第86号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第86号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本件は、臨時的任用職員に牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を介護休暇、介護時間に関する規定を除き適用させるための改正となります。これまでの臨時的任用職員は、現在の会計年度任用職員のような臨時補助的業務を担い、比較的短期の業務で主に選挙事務や確定申告の事務職員として任用され賃金を支給しておりましたが、今回の法改正により臨時的な任用ができる場合は常勤職員に欠員が生じた場合などに限られ、本格的業務を担う職員となり勤務時間、給与、休暇等の取扱いもおおむね常勤職員と同等の扱いとなります。

当条例の概要説明は以上となります。

○黒木委員長 説明は終わりました。これより議案第86号に関する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第86号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第87号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第87号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第87号について御説明申し上げます。

議案第87号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本件は、臨時的任用職員に牛久市職員の給与に関する条例を昇給、単身赴任手当及び宿日直手当に関する規定を除き、常勤職員と同様に適用させるための改正となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第87号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第87号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第88号、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第88号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第88号について御説明申し上げます。

議案第88号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本件は、臨時的任用職員に牛久市職員の旅費に関する条例を常勤職員と同様に適用させるための改正となります。

当条例の概要説明は以上となります。

○黒木委員長 これより議案第88号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第88号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第93号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第93号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしく申し上げます。

私からは、人事課所管の補正予算の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算書16ページから始まる歳出の各款項目に計上しております人件費につきましては、一般会計の人件費全体で約330万円の減額となっております。

内容の主なものとしましては、増加分では期末勤勉手当が約1,200万円の増、減少分では給料が約2,250万円の減となっております。今回の補正の理由としましては、減額では本年度途中の退職や新規採用が予定数に達しなかったこと、増額では昨年度の人事院勧告による勤勉手当支給月数の引上げなどが主な理由となります。そのほかとしましては、人事異動等による人数や人の異動に伴う各科目の人件費の額の変更などが今回の補正の主な理由となります。

また、補正予算書16ページの歳出の款2総務費項1総務管理費目1一般管理費0103職員の給与、サービスを管理するの12企画料に計上しておりますシステム導入、システム保守、システム改修、合計2,383万9,000円の増額補正となります。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、現在紙媒体を使用し、後に職員管理システムに手作業により入力し管理している出退勤管理をシステムの導入により職員の出勤状況などをリアルタイムでの管理を可能とし、不測の事態の発生時に対応できる職員数などの把握を容易とするためのものとなります。

説明は以上となります。

○黒木委員長 次に説明いただく方ないですね。

これより議案第93号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で総務部等所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明の入替えを行いますので、委員の皆様は着座のまま暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午前11時16分休憩

午前11時17分開議

○黒木委員長 それでは会議を再開いたします。

次に、市民部所管の案件について審査を行います。

市民部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、市民部長、市民部次長、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長であります。

引き続き書記として大町君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました市民部所管の案件は、

議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第85号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第85号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。

議案第85号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正につきましては、コンビニ交付の証明発行を行うに当たり条例改正を要するものは市で条例を制定しております印鑑条例のみとなります。

概要につきましては、コンビニエンスストア等に設置してあります多機能端末より個人番号カードを使用して印鑑証明書の発行を行うため条例の一部改正を行います。

改正の内容につきましては、印鑑証明書の交付拡大ということで対象となる方は個人番号カードを所持し、牛久市で印鑑登録をしている者となります。

交付の方法につきましては、個人番号カードに証明書等交付サービスの提供を受けるための暗証番号を入力し、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機より印鑑登録証明書の交付を行うものです。

交付できる機種は、全国のコンビニエンスストア等に民間事業者が設置した多機能端末機となりまして、本市の電子算計算機と通信回線により接続され、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものとなります。

施行期日は、令和3年4月1日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第85号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 一つの問題は、セキュリティーの問題ですね。コンビニとか銀行からデータが流れるというような情報も結構よく流れている中で、民間の多機能型の機械を入れているところということになると相当の数になるわけですね。それと、セキュリティー対策についてはどのようなことになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、民間の多機能端末を持っているところということになると、コンビニプラスあとそのほかどこになるのか、あと機械的な問題ですね。それが何らかのソフトとか、それとも機種を取り替えるとか、そういったことがあるのかどうか。この点をお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、セキュリティーにつきましては御本人のみ知り得る暗証番号4桁を入力して取得いたしますので、個人情報の漏えいはありません。

2点目、設置された多機能端末機ですが、全国に5万5,000店舗となっております。代表として申し上げますと、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、またカスミ等でございます。全国のコンビニエンスストアや一般のスーパーなどでもこの多機能端末を設置しているところでは交付が可能でございます、市のほうでどこを選択するかということで手続を進めております。

あと、恐れ入ります。3点目の質問が自分にはちょっと聞きづらくて申し訳ございません。もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○利根川委員 3点目は、何らかの機器導入か、そのソフトの改正化というところがどうかということ。新しい機械を入れるのか、それとも新しいソフトを入れるのかということ。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 今回のコンビニ交付導入につきましては、このコンビニ交付に対するシステム構築を行っております。予算については9月補正で計上して通っておりますので、今システム構築を進めておるところでございます。全国の多機能端末とJ-LIS、地方公共団体情報システム機構を通じて回線をつなぎまして発行ができるようになっております。

あともう1点ですが、市役所の2階フロアに多機能端末を1台設置いたしまして、そちらは来庁者に対して使用の仕方を教授させていただいて、コンビニエンスストアにマイナンバーカードを持っていき交付ができるような形で進めていく予定でございます。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 セキュリティーの問題は、暗証番号だけで100%確実だということではないわけですね。銀行とか、それと通販会社、そういったところから情報が漏えいしているということが結構頻繁に出ているわけですよ。ですから、暗証番号だけで100%セキュリティーが確実だということはちょっと考えにくいと思うんですけども、そこのところをどのように検討されて結論を出されたかというところですね。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 セキュリティーにつきましては、このコンビニ交付は地方公共団体システム機構、このLGWAN-ASPをつないで実施しますので、その仕様にアクセスできる人も情報も限定されておりまして通信は暗号化されますので、セキュリティー上の問題はないと認識しております。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 ちょっとどの程度検証されたのか。今でのお話は、例えばどこでも銀行でも通販会社でもそういうインターネットを運営している会社でも相当のセキュリティーというものは常日頃、日進月歩いろいろやられていると思うんですが、市のほうとして単純にそのように信用していいものかどうか、その検証というものを詳しくどの程度期間を持って検証してきたのかということ、まずはセキュリティーの問題でこれが個人番号でいくとこれからどんどんいろんなものが入ってきますね。免許証だの税金の問題だの国保だの、そういったことからいきますと、一番最初にこういった形で出てきた場合、セキュリティーの問題というのはよほど慎重に検証していかないと確実だとはいえないと思います。

ただ、今の状況の中では、こういったものに対して100%セキュリティーが確保されていると私は言い難いと思うんですが、その検証を担当のほうとしてどのくらいの日にかかけて、期間をかけてやってきたのかということをお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 このコンビニ交付のシステム構築につきましては、9月補正の議決を受けました後、地方公共団体情報システム構築機構に申込みを行い、今進めているところですが、一応導入までは半年時間をかけて進めております。

その情報につきましては、今免許証の利用ですとかいろいろ出ておりますが、それについてはまだ具体的な示されているものがございませんのでここでは答弁はできませんが、現段階でのコンビニ交付に関わるセキュリティーにつきましては、全国の自治体が導入しているという統一した地方公共団体システムのLGWANを使って実施するというので、一応これまでの漏えい事件はないということで、牛久市としましてもこのシステムがこれまで実施してきましたコンビニ交付の地方公共団体情報システム機構のLGWANを使って安全かつ正確に情報を活用するというので進めておりますので、担当者としてその情報はきちんとそのシステムに手落ちがないように、漏れがないようにきちんと構築を進めていきたいと認識しております。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 以前、住民票に個人番号を記載して配付しちゃったなんていう事例もあったし、

そういったことを考えると、この個人番号制度というのは私どもはずっとこの導入に対して慎重であるべきだということで反対はしてきたんですが、今回これをまた広がってくるということに関してセキュリティーの問題というのは非常に重要だと私思うんですね。いわゆる、そこら辺のところはセキュリティーの確保ということは積極的にやってもらいたいと思います。

○黒木委員長 要望ですね、利根川委員。ほかに質疑、意見のある方御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第85号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第93号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第93号について提案者の説明を求めます。市民活動課長。

○栗山市民活動課長 市民活動課の栗山です。よろしくお願いいたします。

議案第93号、令和2年度牛久市一般会計補正予算の市民活動課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書4ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費款2総務費項1総務管理費行政区集会施設の整備や管理に対する助成をしますが、ねむの木台行政区区民会館建設を本年度予定しておりましたが、当初予定していた区民会館用地に建設することができなくなり新たな建設用地選定に時間を要したため、区民会館建設の着工が遅れ、年度内に完成することは困難なため繰越を行うものです。

続きまして、補正予算書、14ページの歳入を御覧ください。

款20諸収入項4雑入目4雑入、自治総合センターコミュニティ助成金250万円を減額するものです。この助成金は、一般財団法人自治統合センターの宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品の整備などに助成を行い、地域コミュニティ活動の充実強化を図るものであり、昨年度牛久市では2行政区を申請しましたが、今年度助成を受けられるのが1行政区と決定したため250万円減額するものです。

また、16ページの歳出を御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目10自治振興費0101自治宝くじ資金を活用してコミュニティ団体へ助成する。18負担金補助金及び交付金補助金自治総合センターコミュニティ助成金についても同様の理由により250万円減額するものであります。不採択になりました1行政区については再度申請いたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。

総合窓口課所管の補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出についてでございますが、補正予算書16、17ページ、2総務費1総務管理費9電子計算費0104コンピュータとその周辺機器を管理するのうち基幹システム改修887万1,000円、こちらを増額補正いたします。

この内容は、国外転出者に対するマイナンバーカードの継続した利用をさせるためのシステム改修でございます。これは、住民基本台帳法の一部改正及び法的個人認証法の一部改正によりまして、国外転出者に対する手続のオンライン化をマイナンバーカードで実現させるもので、マイナンバーカード、法的個人認証の利用が継続できるようになります。その待遇につきましては、補正予算書12、13ページ、14国庫支出金02国庫補助金01総務費国庫補助金01総務管理費補助金社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）で、この改修費全額補助対象となっております。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第93号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第93号に対する質疑及び意見を終結いたします。

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

ここで執行部の入替えを行いますので、着座のまま暫時休憩いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

午前11時36分休憩

午前11時40分開議

○黒木委員長 それでは再開します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第83号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。御苦労さまでした。

それでは

意見書案第 10 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

以上 1 件であります。

それでは、議事に入ります。

意見書案第 10 号、犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書案第 10 号について、意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で意見書案第 10 号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第 10 号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第 10 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 46 分閉会